別紙様式第十五号第２の３⑷の表中「

為替差益

」を「

為替差益
貸倒引当金戻入額

」に改める。

別紙様式第十五号第２の３⑷の表及び⑸の表記載上の注意２中⑵を削り、同記載上の注意２⑶を次のように改め、同記載上の注意２中⑶を⑵とする。

⑶　１株当たり情報に関する次に掲げる事項

①　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（銭単位）

②　保険持株会社が当連結会計年度又は当連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

別紙様式第十五号第２の３⑷の表及び⑸の表記載上の注意２中⑷を⑶とし、同記載上の注意７を次のように改める。

７　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

別紙様式第十五号第２の３⑷の表及び⑸の表記載上の注意７の次に次のように加える。

８　当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記７の注記と併せて記載することができる。

別紙様式第十五号第２の５の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第２の５の表記載上の注意４中「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改め、同記載上の注意６の次に次のように加える。

７　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十五号の二１⑵［保険持株会社の状況について記載する場合］の表記載上の注意４を次のように改める。

４　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この４において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この４において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この４において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十五号の二１⑵［保険持株会社の状況について記載する場合］の表記載上の注意６を７とし、５を６とし、４の次に次のように加える。

５　１株当たり当期純利益（又は当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

別紙様式第十五号の二１⑵［企業集団の状況について記載する場合］イの表中「

連結当期純利益

」を「

連結当期純利益
連結包括利益

」に改め、同様式１⑵［企業集団の状況について記載する場合］イの表記載上の注意５を次のように改める。

５　当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この５において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この５において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この５において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度により前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十五号の二１⑵［企業集団の状況について記載する場合］ロの表記載上の注意４を次のように改める。

４　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この４において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この４において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この４において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十五号の二１⑵［企業集団の状況について記載する場合］ロの表記載上の注意６を７とし、５を６とし、４の次に次のように加える。

５　１株当たり当期純利益（又は当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。